

1	年	保	存
機	密	性	2
平成27年12月15日から 平成28年12月14日まで			

基監発1215第1号

平成27年12月15日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

本年度における最低賃金の履行確保に係る監督指導の実施等について

本年度の地域別最低賃金額の改定については、地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会が示した目安を参考として、各地域の雇用・経済状況等を踏まえた審議が行われた結果、全国加重平均で18円の引上げとなり、最低賃金額が時給のみで示されることとなった平成14年度以降最大の引上げとなったところである。

最低賃金の履行確保は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するために、非常に重要な課題であることから、集中的な監督指導を実施し、本年度改定の地域別最低賃金の履行確保を図る必要がある。

このため、本年度の最低賃金の履行確保に係る監督指導（以下「最賃主眼監督」という。）については、平成27年2月16日付け基発0216第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記6により指示されているところであるが、これに加えて、下記に留意の上、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

記

1 年間監督指導計画において、最賃主眼監

督を確実に実施すること。

2

など、最低賃金の履行確保上、問題のある業種及び事業場を的確に捉え、監督対象を選定すること。

特に、労働局においては、

■などにより、過去の取組の効果や問題点をしっかりと分析した上で、各署が的確に対象を選ぶことができるよう具体的な指示をすること。

なお、

3 監督指導を実施した結果、法違反等を確認した場合においては所要の措置を講ずること。

4 最賃主眼監督においては、最低賃金法違反の有無にかかわらず、別添の監督付表を作成し、労働局労働基準部賃金課室においてその写しを作成の上、当月分を翌月15日までに、本省労働基準局労働条件政策課賃金時間室指導係あて送付すること。

①事業場名		②局署コード (コード番号で記入)		局コード		監督署コード	
③業種		④監督年月日		平成 年 月 日			
⑤適用される最低賃金		地域別最賃・特定最賃(新産業別最賃・従来の産業別最賃)				⑥労働者数	男 女 計 人
⑦地域別最低賃金	☐ (ア) 約定賃金が地域別最賃額未満(最賃4①②・労基24) (人) ☐ 退職者等含む※						
	法違反の態様: ☐ (イ) 約定賃金が地域別最賃額以上、支払賃金額が地域別最賃額未満(最賃4①・労基24) (人) ☐ 退職者等含む※						
	※退職者等があり、⑥労働者数より上回る人数の場合は、□にチェックする						
	(ア)について 約定賃金が地域別最低賃金額未満の労働者数 人 (うち18歳未満 人、65歳以上 人、女 人) [上記のうちパート(アルバイト) 人、障害者 人、外国人 人 (うち技能実習生 人)、派遣 人]						
⑧特定最低賃金	☐ (ア) 約定賃金が特定最賃額未満、支払賃金額が地域別最賃額以上・特定最賃額未満(最賃4①②・労基24) (人) ☐ 退職者等含む※						
	法違反の態様: ☐ (イ) 約定賃金が特定最賃額未満、支払賃金額が地域別最賃額未満(最賃4①②・労基24) (人) ☐ 退職者等含む※						
	☐ (ウ) 約定賃金が特定最賃額以上、支払賃金額が地域別最賃額以上・特定最賃額未満(最賃4①・労基24) (人) ☐ 退職者等含む※						
	☐ (エ) 約定賃金が特定最賃額以上、支払賃金額が地域別最賃額未満(最賃4①・労基24) (人) ☐ 退職者等含む※						
⑨最低賃金に対する認識	1. 適用される最低賃金額を知っている。						
	2. 最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。						
	3. 最低賃金が適用されることは知らなかった。						
	⑩最低賃金額を支払っていない理由						
1. 売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった。(理由2を除く。)							
2. 下請たたきによる売上(収入)減のため最低賃金額を支払うことができなかった。							
3. 適用される最低賃金額を知らなかった。							
4. 最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった。							
5. 賃金を時間額に換算して比較していなかった。							
6. パート(アルバイト)には適用がないと思っていた。							
7. 労働能力が低い場合には適用がないと思っていた。							
8. 高齢者には適用がないと思っていた。							
9. 外国人には適用がないと思っていた。							
10. 最低賃金の減額特例許可の更新申請を怠っていた。							
11. その他 ()							

(注) 1 本付表は、監督を実施したすべての事業場について作成し、最低賃金法第4条に係る違反がない場合は、⑦、⑧及び⑩への記入は不要であること。
2 ③欄には、労働基準局報告例規基準業種分類の小分類までを記入すること。
3 ⑤欄に、監督実施事業場に適用される最低賃金を○印で囲むこと。ただし、適用される最低賃金が複数ある場合には、そのうち最も高い額の最低賃金を○印で囲むこと。
4 ⑥欄には、適用される最低賃金に関わりなく、当該事業場の全労働者数を記入すること。
5 ⑦欄は、地域別最低賃金のみが適用される労働者に係る法違反が認められた場合に記入し、⑧欄は、地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に係る法違反が認められた場合に記入し、「法違反の態様」欄は該当する項目すべてをチェックの上、その人数を記入すること。ただし、⑦欄(イ)及び⑧欄(ウ)、(エ)にチェックの上でその人数を記入した場合には、その他の⑦欄及び⑧欄への記入は不要である。
6 退職者等があり、⑥労働者数<「法違反の態様」欄の人数の場合は、□退職者等の□欄にチェックを記入すること。
7 ⑨欄は、最低賃金に関する使用者の認識について、違反の有無にかかわらず該当する番号を○印で囲むこと。
8 ⑩欄は、最低賃金を支払っていない理由について、該当する番号を○印で囲むこと(複数回答可)。